

鹿屋市奨学資金収入基準額（認定所得金額の算定方法）

高校、高等専門学校（1年から3年）

高等学校等奨学資金に応募しようとする者は、次のⅠ～Ⅳにより算出される父母等の認定所得金額が収入基準額以下でなければならない。

Ⅰ 所得金額

－

Ⅱ 特別控除額

=

Ⅲ 認定所得金額

≤

Ⅳ 収入基準額

I 所得金額の算定方法

1 所得金額とは

父母等の1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいう。
所得の種類に応じて、以下の方法で算定する。

(1) 給与所得の場合

収入金額	所得金額
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下	収入金額×0.7－223万円
879万円以上	収入金額－486万円

次の①から⑦は、給与所得として取扱う。

- ① 俸給、給与、賞与
- ② 賃金
- ③ 役員報酬
- ④ 歳費
- ⑤ 専従者給与
- ⑥ 年金（恩給、老齢年金、遺族年金等）
- ⑦ 扶助費・疾病手当

- (注1) 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てる。
- (注2) 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。
- (注3) 同一人が2か所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと、万円未満を切り捨てて所得金額を算出する。
- (注4) 同一人が2か所以上から収入があり、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得については上記計算式により、給与以外の所得の場合は、下記(2)により算出する。

(2) 給与所得以外の場合

所得証明書に証明された所得額を所得額とする。

II 特別控除額の算定方法

1 特別控除とは

前記Ⅰで求めた所得金額から控除することを認められた金額をいう。
特別控除額は、下記「特別控除額表」による。

【特別控除額表】

区分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額				必要な書類
世帯を 対象と する 控除 A	(1) 母子・父子世帯	49万円				
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき) (注) 申込者本人分は含まない。	小 学 校		9万円		
		中 学 校		17万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高 等 学 校	国公立	19万円	41万円	
			私 立	33	54	
		高等専門学校 1～3年次	国公立	28	50	
			私 立	54	76	
		高等専門学校 4～5年次	国公立	40	62	
			私 立	66	88	
		大 学 (短大、大学院含む。)	国公立	67	116	
	私 立		111	159		
	専修学校	高等課程	国公立	7	18	
		専門課程	私 立	29	39	
			国公立	25	71	
	私 立	79	123			
	(3) 障害のある人のいる世帯	障害のある人（1級又は2級）1人につき 99万円				障害者手帳（写し）又は療育手帳（写し）
	(4) 現在、長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額（申請時から過去1年分）				医師等の診断書（原本）、領収書（写し）
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	71万円				直近4か月分の家賃・光熱水費の領収書（写し）
	(6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額				り災証明（写し）及び被害額を証明する書類
	本人控除B（申込者本人）	28万円				

- (注1) A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含まない。
- (注2) A欄の控除については、該当する項目が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- (注3) (3)から(6)に該当する世帯は、それを証する書類又は写しを添付する。
- (注4) (5)は、離婚前の別居(不仲等による別居を含む。)は控除の対象としない。

Ⅲ 認定所得金額の算定方法

前記 Ⅰ の所得金額（父母等の所得金額合計）から前記 Ⅱ の特別控除額を控除した金額（万円未満切捨）を認定所得金額とする。

Ⅳ 収入基準額

収入基準額は下記「収入基準額表」の世帯人員（申込者本人を含む。）に対応する額とする。

前記 Ⅲ で算定した認定所得金額が収入基準額以内であれば、家計基準を満たしていることになる。

【収入基準額表】

区 分		収 入 基 準 額
世帯人員	1 人	1 2 9 万円
	2 人	2 0 6
	3 人	2 3 8
	4 人	2 5 7
	5 人	2 7 6
	6 人	2 9 3
	7 人	3 0 7

（注）世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに14万円を、世帯人員7人の収入基準額に加算する。

Ⅴ 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者（父母等）は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

（注）

（注） 父母等とは、**同居・別居を問わず本人と生計を一にする者**で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。

- ① 父母が共にいる場合は、**父母両方**
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者（2人いれば2人それぞれ）

所 得 区 分	必 要 な 証 明 書 等
1 年金所得等がある場合	(1) 非課税となる年金（障害年金・遺族年金等）を受給している場合 ◆ 令和5年中に発行された年金額改定通知書（写し） 又は 令和5年中に発行された振込通知書（写し） ◆ 年金証書（写し） （令和5年分の支給額が記入されているものに限る。） (2) (1) 以外の年金を受給している場合 ◆ 令和6年度所得課税証明書（原本）等【市町村役場発行】 （令和5年1月～12月までの年金額を証明するもの）
2 失業中の場合 （令和5年中に就労していたが、応募時において失業中の場合）	(1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証（写し）【ハローワーク発行】 (2) (1) 以外の場合 ◆ 無職無収入証明書（原本） 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 （注）奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
3 収入が著しく減少した場合 （令和5年中に就労していたが、申込までの間に転職した場合、又は定年退職等により年金受給者となった場合など）	次の(1)～(3)のいずれかの書類を提出 (1) 給与所得がある者 ◆ 申請時から向こう1年間の給与収入見込証明書【会社発行】 (2) 定年退職等により年金受給者となった場合 ◆ 年金証書（写し） ◆ 申請時から向こう1年間の給与収入見込証明書【会社発行】※給与収入がある場合のみ (3) (1)(2)以外の場合（事業所得等がある場合など） ◆ 税理士等第三者の証明がある帳簿等のコピー （直近3か月分の収入金額や必要経費が記載され所得金額が算出できるもの）